

議案第20号

山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例の制定について
山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例を次のように定める。

令和3年2月22日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金条例

(設置及び目的)

第1条 山陽小野田市の石油貯蔵施設周辺地域における住民福祉の向上を図るため、山陽小野田市山陽消防署埴生出張所の建設を目的とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、山陽小野田市山陽消防署埴生出張所建設基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、石油貯蔵施設立地対策等交付金(石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)に定めるものをいう。)のうち、一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成する場合に限り、基金の全部

又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。